

福岡県公報

平成二十六年四月十一日
第三千五百八十六号
増刊 ①

目次

再掲

○福岡県税条例の一部を改正する条例 (税務課) ……………一

○福岡県事務委任規則の一部を改正する規則 (人事課) ……………十六

○単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則 (人事課) ……………二十

○福岡県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則 (障害者福祉課) ……………二十一

○福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事課) ……………三十四

○福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程 (企業局管理課) ……………三十七

正誤

○福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………三十八

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十二号

福岡県税条例の一部を改正する条例

福岡県税条例(昭和二十五年福岡県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。
第二十条の三十第三項中「供する」の下に「耐震基準適合既存住宅」を加え、「施行令第三十七条の十八に規定するもの」を「施行令で定めるもの」に改め、「をいう」の下に「。第二十条の三十五の二第二項において同じ。」のうち地震に対する安全性に係る基準として施行令で定める基準(同項において「耐震基準」という。)に適合するものとして施行令で定めるものをいう」を、「第二十条の三十二第二項」の下に「及び第二十条の三十五の二第二項」を加え、同条第六項中「第二十条の三十五の二」を「第二十条の三十五の三第一項」に改め、同条第八項中「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十二条第一項において準用する土地区画整理法第九十四条の規定による清算金」を削り、第三号を削り、第四号を第三号とする。

第二十条の三十二第二項中「既存住宅等(既存住宅)」を「耐震基準適合既存住宅等(耐震基準適合既存住宅)」に改め、同項各号中「既存住宅等」を「耐震基準適合既存住宅等」に改める。

第二十条の三十五の六第二項中「第二十条の三十五の三第二項」を「第二十条の三十五の四第二項」に改め、同条を第二十条の三十五の七とする。

第二十条の三十五の五の見出し中「農地保有合理化法人等」を「農地利用集積円滑化団体等」に改め、同条第一項中「第八条第一項又は第十一条の十二」を「第十一条の十四」に、「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体(以下この条において「農地保有合理化法人等」という。))が、同法第四条第二項第一号」を「農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第二条第四項に規定する農地中間管理機構(以下この項において「農地利用集積円滑化団体等」という。))が、農業経営基盤強化促進法第四条第三項第一号ロ」に、「(同条第一項」を「又は同法第七条第一号に掲げる事業(それぞれ同法第四条第一項」に、「施行令第三十九条の六に規定する区域」を「施行令で定める区域」に、「施行令第三十九条の七に定める日」を「施行令で定める日」に、「経過した日」を「経過する日」に、「第四条第二項第三号」を「第七条第三号」に、「農地保有合理化法人等による」を「農地利用集積円滑化団体等による」に改め、同条を第二十条の三十五の六とする。

第二十条の三十五の四を第二十条の三十五の五とし、第二十条の三十五の三を第二十条の三十五の四とする。

第二十条の三十五の二第一項中「この条」を「この項」に改め、同条第三項中「並びに前二条」を「、第二十条の三十四並びに第二十条の三十五」に改め、同条を第二十条の三十五の三とする。

第二十条の三十五の次に次の一条を加える。

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等)

第二十条の三十五の二 知事は、個人が耐震基準不適合既存住宅（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この項において同じ。）を取得した場合において、当該個人が、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二条第二項に規定する耐震改修をいい、一部の除却及び敷地の整備を除く。）を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき施行規則で定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供したときは、当該耐震基準不適合既存住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から当該耐震基準不適合既存住宅が新築された時において施行されていた福岡県税条例第二十条の三十第一項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2 知事は、住宅の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該住宅の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から六月以内の期間を限つて、当該住宅に係る不動産取得税額のうち同項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

3 第二十条の三十三第二項及び第三項並びに前二条の規定は、前項の場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに第一項の場合における当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。

第五十条第一項第二号イ及びロを次のように改める。

イ 営業用（けん引自動車であるもの及び被けん引自動車であるものを除く。）

(1) 最大積載量が一トン以下のもの

年額 六千五百円

(2) 最大積載量が一トンを超え、二トン以下のもの

- (3) 最大積載量が二トンを超え、三トン以下のもの
年額 九千円
- (4) 最大積載量が三トンを超え、四トン以下のもの
年額 一万二千元
- (5) 最大積載量が四トンを超え、五トン以下のもの
年額 一万五千元
- (6) 最大積載量が五トンを超え、六トン以下のもの
年額 一万八千五百円
- (7) 最大積載量が六トンを超え、七トン以下のもの
年額 二万二千元
- (8) 最大積載量が七トンを超え、八トン以下のもの
年額 二万五千五百円
- (9) 最大積載量が八トンを超えるもの
年額 二万九千五百円
- ロ 最大積載量が八トンを超える一トンまでごとに二万九千五百円に四千七百円を加算した額
- 自家用（けん引自動車であるもの及び被けん引自動車であるものを除く。）
- (1) 最大積載量が一トン以下のもの
年額 八千円
- (2) 最大積載量が一トンを超え、二トン以下のもの
年額 一万千五百円
- (3) 最大積載量が二トンを超え、三トン以下のもの
年額 一万六千元
- (4) 最大積載量が三トンを超え、四トン以下のもの
年額 二万五百円
- (5) 最大積載量が四トンを超え、五トン以下のもの
年額 二万五千五百円
- (6) 最大積載量が五トンを超え、六トン以下のもの
年額 三万円

| | | | | | |
|----------------------------|---|---------|------------------------------|-------------------|---------|
| (7) 最大積載量が六トンを超え、七トン以下のもの | 年額 | 三万五千元 | (ウ) 車両総重量が十六トンを超え、二十二トン以下のもの | 年額 | 二万九千五百円 |
| (8) 最大積載量が七トンを超え、八トン以下のもの | 年額 | 四万五百円 | (エ) 車両総重量が二十二トンを超えるもの | 年額 | 四万三千六百円 |
| (9) 最大積載量が八トンを超えるもの | 年額 最大積載量が八トンを超える一トンまでごとに四万五百円に六千三百円を加算した額 | | 第五十条第一項第三号ロ(1)を次のように改める。 | | |
| (イ) 乗車定員が十一人以上のもの | | 年額 | 二万二千二百円 | (イ) 乗車定員が十一人以上のもの | 年額 |
| 乗車定員が三十人以下のもの | 年額 | 二万二千二百円 | 乗車定員が三十人を超え、四十人以下のもの | 年額 | 三万二千八百円 |
| 乗車定員が三十人を超え、四十人以下のもの | 年額 | 二万五千六百円 | 乗車定員が四十人を超え、五十人以下のもの | 年額 | 三万九千二百円 |
| 乗車定員が四十人を超え、五十人以下のもの | 年額 | 三万四百円 | 乗車定員が五十人を超え、六十人以下のもの | 年額 | 四万五千六百円 |
| 乗車定員が五十人を超え、六十人以下のもの | 年額 | 三万五千二百円 | 乗車定員が六十人を超え、七十人以下のもの | 年額 | 五万二千四百円 |
| 乗車定員が六十人を超え、七十人以下のもの | 年額 | 四万四百円 | 乗車定員が七十人を超え、八十人以下のもの | 年額 | 五万九千二百円 |
| 乗車定員が七十人を超え、八十人以下のもの | 年額 | 四万五千六百円 | 乗車定員が八十人を超えるもの | 年額 | 六万六千四百円 |
| 乗車定員が八十人を超えるもの | 年額 | 五万二千二百円 | 第五十条第一項第三号ロ(4)を次のように改める。 | | |
| 第五十条第一項第三号イ(4)を次のように改める。 | | | (4) 起重機車又はこれに類する自動車 | | |
| (4) 起重機車又はこれに類する自動車 | 年額 | 九千円 | (ア) 車両総重量が十トン以下のもの | 年額 | 一万千五百円 |
| (ア) 車両総重量が十トン以下のもの | 年額 | 九千円 | (イ) 車両総重量が十トンを超え、十六トン以下のもの | 年額 | 二万五千五百円 |
| (イ) 車両総重量が十トンを超え、十六トン以下のもの | 年額 | 一万八千五百円 | (ウ) 車両総重量が十六トンを超え、二十二トン以下のもの | 年額 | 四万五百円 |
| | | | (エ) 車両総重量が二十二トンを超えるもの | 年額 | 四万五百円 |

第五十条第一項第四号を次のように改める。

四 バス（三輪の小型自動車であるものを除く。）

イ 営業用

(1) 一般乗合用のもの（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第五条第

一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものをいう。以下自動車税に
ついて同様とする。）

(ア) 乗車定員が三十人以下のもの

年額 一万二千元

(イ) 乗車定員が三十人を超え、四十人以下のもの

年額 一万四千五百円

(ウ) 乗車定員が四十人を超え、五十人以下のもの

年額 一万七千五百円

(エ) 乗車定員が五十人を超え、六十人以下のもの

年額 二万円

(オ) 乗車定員が六十人を超え、七十人以下のもの

年額 二万二千五百円

(カ) 乗車定員が七十人を超え、八十人以下のもの

年額 二万五千五百円

(キ) 乗車定員が八十人を超えるもの

年額 二万九千元

(2) その他

(ア) 乗車定員が三十人以下のもの

年額 二万六千五百円

(イ) 乗車定員が三十人を超え、四十人以下のもの

年額 三万二千元

(ウ) 乗車定員が四十人を超え、五十人以下のもの

年額 三万八千元

(エ) 乗車定員が五十人を超え、六十人以下のもの

年額 五万九千四百円

(オ) 乗車定員が六十人を超え、七十人以下のもの

年額 四万四千元

(カ) 乗車定員が七十人を超え、八十人以下のもの

年額 五万五百円

(キ) 乗車定員が八十人を超えるもの

年額 五万七千元

年額 六万四千元

ロ 自家用

(1) 学校教育法第一条に規定する学校が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児

童又は幼児の通学の用に用いるもの

(ア) 乗車定員が三十人以下のもの

年額 一万二千元

(イ) 乗車定員が三十人を超え、四十人以下のもの

年額 一万四千五百円

(ウ) 乗車定員が四十人を超え、五十人以下のもの

年額 一万七千五百円

(エ) 乗車定員が五十人を超え、六十人以下のもの

年額 二万円

(オ) 乗車定員が六十人を超え、七十人以下のもの

年額 二万二千五百円

(カ) 乗車定員が七十人を超え、八十人以下のもの

年額 二万五千五百円

(キ) 乗車定員が八十人を超えるもの

年額 二万九千元

(2) その他

(ア) 乗車定員が三十人以下のもの

年額 三万三千元

(イ) 乗車定員が三十人を超え、四十人以下のもの

年額 四万千元

(ウ) 乗車定員が四十人を超え、五十人以下のもの

年額 四万九千円

(エ) 乗車定員が五十人を超え、六十人以下のもの

年額 五万七千円

(オ) 乗車定員が六十人を超え、七十人以下のもの

年額 六万五千五百円

(カ) 乗車定員が七十人を超え、八十人以下のもの

年額 七万四千円

(キ) 乗車定員が八十人を超えるもの

年額 八万三千元

第五十八条中「第二十条」の下に「又は第四十二条」を加える。

付則第六条第一項中「平成二十七年」を「平成三十年」に改める。

付則第八条第二項及び第十項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

付則第八条の二第二項中「第二十条の三十五の二第一項」の下に「、第二十条の三十五の三第一項」を加える。

付則第八条の五第三項及び第八条の六中「第二十条の三十五の二第一項」を「第二十条の三十五の三第一項」に改める。

付則第九条第一項中「施行令附則第九条第一項及び第二項に規定する場合」を「施行令で特別の定めをするもの」に、「から第十七項まで、第二十一項及び第二十二項」を「、第十七項、第十八項、第二十二項及び第二十三項」に、「第十八項から第二十項まで及び第二十三項から第三十八項まで」を「第十六項、第十九項から第二十一項まで及び第二十四項から第三十九項まで」に改め、同条第二項中「第十八項、第十九項、第二十三項、第二十六項から第三十項まで、第三十一項第二号及び第三十四項」を「第十九項、第二十項、第二十四項、第二十七項から第三十一項まで、第三十二項第二号及び第三十五項」に改め、同条第三項中「第十七項第二号、第十九項若しくは第二十二項第一号」を「第十八項第二号、第二十項若しくは第二十三項第一号」に、「第七十条の四第二十九項若しくは第三十項」を「第七十条の四第三十項若しくは第三十一項」に改める。

付則第九条の二の三第一項中「自家用」を「営業用」に、「」以外のものを「以下この項において同じ。」以外のもの及び軽自動車」に、「百分の五」を「百分の二」に改め、同条第二項中「四分の二」を「百分の二十」に改め、同条第三項中「二分の一」を「百分の四十」に改める。

付則第九条の三第一項中「第二項及び第三項」を「以下この条」に、「専らメタノール」を「メタノール自動車（専らメタノール）」に、「メタノール」を「をいう。次項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノール）」に、「及びガソリン」を「をいう。同項において同じ。）」及びガソリン」に、「第二項に」を「次項及び第三項第三号に」に改め、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第一号中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「初めて」を「最初の」に改め、同項第二号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同項の表を次のように改める。

| | | |
|-------------|---------|---------|
| 第五十条第一項第一号イ | 七千五百円 | 八千六百円 |
| | 八千五百円 | 九千七百円 |
| | 九千五百円 | 一万九百円 |
| | 一万三千八百円 | 一万五千八百円 |
| | 一万五千七百円 | 一万八千円 |
| | 一万七千九百円 | 二万五百円 |
| | 二万五百円 | 二万三千五百円 |
| | 二万三千六百円 | 二万七千円 |
| | 二万七千二百円 | 三万二千二百円 |
| | 四万七百元 | 四万六千八百円 |
| | 二万九千五百円 | 三万三千九百円 |
| | 三万四千五百円 | 三万九千六百円 |
| | 三万九千五百円 | 四万五千四百円 |
| | 四万五千円 | 五万七千七百円 |
| | 五万八千円 | 五万八千六百円 |
| | 五万八千円 | 六万六千七百円 |
| | 六万六千五百円 | 七万六千四百円 |
| | 七万六千五百円 | 八万七千九百円 |

| | | |
|----------------|---------|----------|
| 第五十条第一項第二号イ | 八万八千円 | 十万二千二百円 |
| | 十一万千円 | 十二万七千六百円 |
| | 六千五百円 | 七千円 |
| | 九千円 | 九千九百円 |
| | 一万二千円 | 一万三千二百円 |
| | 一万五千円 | 一万六千五百円 |
| | 一万八千五百円 | 二万三百円 |
| | 二万二千円 | 二万四千二百円 |
| | 二万五千五百円 | 二万八千円 |
| | 二万九千五百円 | 三万二千四百円 |
| 第五十条第一項第二号ロ | 四千七百円 | 五千五百円 |
| | 八千円 | 八千八百円 |
| | 一万千五百円 | 一万二千六百円 |
| | 一万六千円 | 一万七千六百円 |
| | 二万五百円 | 二万二千五百円 |
| | 二万五千五百円 | 二万八千円 |
| | 三万円 | 三万三千円 |
| | 三万五千円 | 三万八千五百円 |
| | 四万五百円 | 四万四千五百円 |
| | 六千三百円 | 六千九百円 |
| 第五十条第一項第三号イ(ア) | 七千五百円 | 八千二百円 |
| | 一万五千五百円 | 一万六千六百円 |
| | 二万二百円 | 一万二千二百円 |
| | 二万六百元 | 二万二千六百元 |
| | 六千円 | 六千九百円 |
| | 六千八百円 | 七千八百円 |
| | 七千六百円 | 八千七百円 |
| | 一万千円 | 一万二千六百円 |
| | 一万二千五百円 | 一万四千三百円 |
| | 一万四千三百円 | 一万六千四百円 |

| | | |
|----------------|---------|---------|
| 第五十条第一項第三号イ(イ) | 一万八千八百円 | 二万六千六百円 |
| | 二万七千七百円 | 二万四千九百円 |
| | 三万二千五百円 | 三万七千三百円 |
| | 二万二千二百円 | 二万四千三百円 |
| | 二万五千六百円 | 二万九千四百円 |
| | 三万四百円 | 三万四千九百円 |
| | 三万五千二百円 | 四万四百円 |
| | 四万四百円 | 四万六千四百円 |
| | 四万五千六百円 | 五万二千四百円 |
| | 五万二千二百円 | 五万八千八百円 |
| 第五十条第一項第三号イ(2) | 一万千円 | 一万二千六百円 |
| | 五千円 | 五千七百円 |
| | 九千円 | 一万三百円 |
| | 一万八千五百円 | 二万二千二百円 |
| | 二万九千五百円 | 三万三千九百円 |
| | 四万三千六百円 | 五万百円 |
| | 九千円 | 一万三百円 |
| | 六千五百円 | 七千四百円 |
| | 一万二千円 | 一万三千八百円 |
| | 八千五百円 | 九千七百円 |
| 第五十条第一項第三号イ(6) | 二万三千円 | 二万六千四百円 |
| | 一万三千五百円 | 一万五千五百円 |
| | 一万九千五百円 | 二万二千四百円 |
| | 一万二千円 | 一万三千八百円 |
| | 二万七千六百円 | 三万七千七百円 |
| | 三万六千六百円 | 三万六千三百円 |
| | 三万六千円 | 四万四千四百円 |
| | 四万八百円 | 四万六千九百円 |
| | 四万六千四百円 | 五万三千三百円 |
| | 五万三千二百円 | 六万千円 |
| 第五十条第一項第三号イ(7) | 二万三千六百円 | 二万七千七百円 |
| | 二万七千六百円 | 三万七千七百円 |
| | 三万六千六百円 | 三万六千三百円 |
| | 三万六千円 | 四万四千四百円 |
| | 四万八百円 | 四万六千九百円 |
| | 四万六千四百円 | 五万三千三百円 |
| | 五万三千二百円 | 六万千円 |
| | 二万三千六百円 | 二万七千七百円 |
| | 二万七千六百円 | 三万七千七百円 |
| | 三万六千六百円 | 三万六千三百円 |

| | | | |
|-------------------|----------------|----------------|---------|
| 第五十条第一項第三号ロ(1)(イ) | 六万二千二百円 | 七万三百円 | |
| | 七万四百円 | 八万九百円 | |
| | 八万八千八百円 | 十万二千二百円 | |
| | 二万六千四百円 | 三万三百円 | |
| | 三万二千八百円 | 三万七千七百円 | |
| | 三万九千二百円 | 四万五千円 | |
| | 四万五千六百円 | 五万二千四百円 | |
| | 五万二千四百円 | 六万二百円 | |
| 第五十条第一項第三号ロ(2) | 五万九千二百円 | 六万八千円 | |
| | 六万六千四百円 | 七万六千三百円 | |
| | 一万四千五百円 | 一万六千六百円 | |
| | 六千五百円 | 七千四百円 | |
| | 第五十条第一項第三号ロ(4) | 一万五千五百円 | 一万三千二百円 |
| | | 二万五千五百円 | 二万九千三百円 |
| | | 四万五百円 | 四万六千五百円 |
| | | 五万九千四百円 | 六万八千三百円 |
| 第五十条第一項第三号ロ(5) | | 八千円 | 九千二百円 |
| | | 一万五千五百円 | 一万三千二百円 |
| | | 一万六千円 | 一万八千四百円 |
| | | 一万千円 | 一万二千六百円 |
| | 第五十条第一項第三号ロ(7) | 三万五百円 | 三万五千円 |
| | | 一万九千円 | 二万八千八百円 |
| | | 二万六千五百円 | 三万四百円 |
| | | 第五十条第一項第三号イ(2) | 一万六千円 |
| 二万六千五百円 | | | 二万九千二百円 |
| 三万二千円 | | | 三万五千二百円 |
| 三万八千円 | | | 四万八千八百円 |
| 四万四千円 | | | 四万八千四百円 |
| 五万五百円 | 五万五千五百円 | | |
| 五万七千円 | 六万二千七百円 | | |
| 六万四千円 | 七万四百円 | | |

2 付則第九条の三第二項を次のように改める。

次各号に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する平成二十六年度分の自動車税に係る第五十条第一項（第三号イ(3)及びロ(3)の規定を除く。）及び第二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、同条第一項第三号イ(3)及びロ(3)に規定されている自動車のうち、三輪小型自動車に属するもの

| | | |
|----------------|---------|---------|
| 第五十条第一項第四号ロ(1) | 一万二千円 | 一万三千二百円 |
| | 一万四千五百円 | 一万五千九百円 |
| | 一万七千五百円 | 一万九千二百円 |
| | 二万円 | 二万二千円 |
| | 二万二千五百円 | 二万四千七百円 |
| | 二万五千五百円 | 二万八千円 |
| | 二万九千円 | 三万九百円 |
| | 三万三千円 | 三万六千三百円 |
| | 四万円 | 四万五千円 |
| | 四万九千円 | 五万三千九百円 |
| 第五十条第一項第四号ロ(2) | 五万七千円 | 六万二千七百円 |
| | 六万五千五百円 | 七万二千円 |
| | 七万四千円 | 八万四千四百円 |
| | 八万三千円 | 九万三千三百円 |
| | 四万五千円 | 五千円 |
| | 六千円 | 六千九百円 |
| | 三千七百円 | 四千円 |
| | 四千七百円 | 五千二百円 |
| | 六千三百円 | 六千九百円 |
| | 五千二百円 | 五千七百円 |
| 第五十条第二項第二号 | 六千三百円 | 六千九百円 |
| | 八千円 | 八千八百円 |

については、読み替え後の三輪小型自動車の税率を、その他のものについては、読み替え後のトラックの最大積載量に応ずる税率を適用するものとし、同条第三項に規定されている自動車については、単室容積（一つの作動室の容積をいう。）にローター数を乗じて得た数値に一・五を乗じて得た数値を総排気量とみなして、読み替え後の同条第一項第一号並びに第三号イ(1)及びロ(1)並びに第二項の規定を適用するものとする。

一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十三年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの

二 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成十五年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの

| 第五十条第一項第一号イ | |
|-------------|---------|
| 七千五百円 | 八千二百円 |
| 八千五百円 | 九千三百円 |
| 九千五百円 | 一万四百円 |
| 一万三千八百円 | 一万五千五百円 |
| 一万五千七百円 | 一万七千二百円 |
| 一万七千九百円 | 一万九千六百円 |
| 二万五百円 | 二万二千五百円 |
| 二万三千六百円 | 二万五千九百円 |
| 二万七千二百円 | 二万九千九百円 |
| 四万七百元 | 四万四千七百円 |
| 二万九千五百円 | 三万二千四百円 |
| 三万四千五百円 | 三万七千九百円 |
| 三万九千五百円 | 四万三千四百円 |
| 四万五千円 | 四万九千五百円 |
| 五万千円 | 五万六千円 |
| 五万八千円 | 六万三千八百円 |
| 六万六千五百円 | 七万三千三百円 |
| 七万六千五百円 | 八万四千四百円 |
| 八万八千円 | 九万六千八百円 |
| 十一万千円 | 十二万二千円 |

| 第五十条第一項第二号イ | |
|-------------|---------|
| 六千五百円 | 七千円 |
| 九千円 | 九千九百円 |
| 一万二千元 | 一万三千二百円 |
| 一万五千元 | 一万六千五百円 |
| 一万八千五百円 | 二万三百円 |
| 二万二千元 | 二万四千二百円 |
| 二万五千五百円 | 二万八千元 |
| 二万九千五百円 | 三万二千四百円 |
| 四千七百円 | 五千円 |
| 八千円 | 八千八百円 |
| 一万千五百円 | 一万二千六百円 |
| 一万六千元 | 一万七千六百円 |
| 二万五百円 | 二万二千五百円 |
| 二万五千五百円 | 二万八千元 |
| 三万円 | 三万三千円 |
| 三万五千元 | 三万八千五百円 |
| 四万五百円 | 四万四千五百円 |
| 六千三百円 | 六千九百円 |
| 七千五百円 | 八千二百円 |
| 一万五千五百円 | 一万六千六百円 |
| 一万二百円 | 一万二千二百円 |
| 二万六百元 | 二万二千六百円 |
| 六千円 | 六千六百円 |
| 六千八百円 | 七千四百円 |
| 七千六百円 | 八千三百円 |
| 一万千円 | 一万二千円 |
| 一万二千五百円 | 一万三千七百円 |
| 一万四千三百円 | 一万五千七百円 |
| 一万六千四百円 | 一万八千元 |
| 一万八千八百円 | 二万六百元 |
| 二万七千七百円 | 二万三千八百円 |

| | | |
|-------------------|----------------|---------|
| 第五十条第一項第三号イ(1)(イ) | 三万二千五百円 | 三万五千七百円 |
| | 二万二千二百円 | 二万三千三百円 |
| | 二万五千六百円 | 二万八千八百円 |
| | 三万四百円 | 三万三千四百円 |
| | 三万五千二百円 | 三万八千七百円 |
| | 四万四百円 | 四万四千四百円 |
| | 四万五千六百円 | 五万百円 |
| | 五万二千二百円 | 五万六千三百円 |
| | 一万千円 | 一万二千百円 |
| | 五千円 | 五千五百円 |
| 第五十条第一項第三号イ(2) | 九千円 | 九千九百円 |
| | 一万八千五百円 | 二万三百円 |
| | 二万九千五百円 | 三万二千四百円 |
| 第五十条第一項第三号イ(4) | 四万三千六百円 | 四万七千九百円 |
| | 九千円 | 九千九百円 |
| | 六千五百円 | 七千百円 |
| 第五十条第一項第三号イ(5) | 一万二千円 | 一万三千二百円 |
| | 八千五百円 | 九千三百円 |
| 第五十条第一項第三号イ(6) | 二万三千円 | 二万五千三百円 |
| | 一万三千五百円 | 一万四千八百円 |
| 第五十条第一項第三号イ(7) | 一万九千五百円 | 二万四千四百円 |
| | 一万二千円 | 一万三千二百円 |
| 第五十条第一項第三号イ(8) | 二万三千六百円 | 二万五千九百円 |
| | 二万七千六百円 | 三万三百円 |
| | 三万六千六百円 | 三万四千七百円 |
| | 三万六千円 | 三万九千六百円 |
| | 四万八千四百円 | 四万四千八百円 |
| | 四万六千四百円 | 五万千円 |
| | 五万三千二百円 | 五万八千五百円 |
| | 六万二千二百円 | 六万七千三百円 |
| | 七万四百円 | 七万七千四百円 |
| | 第五十条第一項第三号イ(ア) | 三万二千五百円 |
| 二万二千二百円 | | 二万三千三百円 |
| 二万五千六百円 | | 二万八千八百円 |
| 三万四百円 | | 三万三千四百円 |
| 三万五千二百円 | | 三万八千七百円 |
| 四万四百円 | | 四万四千四百円 |
| 四万五千六百円 | | 五万百円 |
| 五万二千二百円 | | 五万六千三百円 |
| 一万千円 | | 一万二千百円 |
| 五千円 | | 五千五百円 |

| | | |
|-------------------|----------------|---------|
| 第五十条第一項第三号ロ(1)(イ) | 八万八千八百円 | 九万七千六百円 |
| | 二万六千四百円 | 二万九千円 |
| | 三万二千八百円 | 三万六千円 |
| | 三万九千二百円 | 四万三千百円 |
| | 四万五千六百円 | 五万百円 |
| | 五万二千四百円 | 五万七千六百円 |
| | 五万九千二百円 | 六万五千百円 |
| | 六万六千四百円 | 七万三千円 |
| | 一万四千五百円 | 一万五千九百円 |
| | 六千五百円 | 七千百円 |
| 第五十条第一項第三号ロ(2) | 一万五千五百円 | 一万二千六百円 |
| | 二万五千五百円 | 二万八千円 |
| | 四万五百円 | 四万四千五百円 |
| 第五十条第一項第三号ロ(4) | 五万九千四百円 | 六万五千三百円 |
| | 一万千五百円 | 一万二千六百円 |
| | 八千円 | 八千八百円 |
| 第五十条第一項第三号ロ(5) | 一万六千円 | 一万七千六百円 |
| | 一万千円 | 一万二千百円 |
| 第五十条第一項第三号ロ(6) | 三万五百円 | 三万三千五百円 |
| | 一万九千円 | 二万九百円 |
| 第五十条第一項第三号ロ(7) | 二万六千五百円 | 二万九千百円 |
| | 一万六千円 | 一万七千六百円 |
| 第五十条第一項第三号ロ(8) | 二万六千五百円 | 二万九千百円 |
| | 三万二千円 | 三万五千二百円 |
| | 三万八千円 | 四万八千八百円 |
| | 四万四千円 | 四万八千四百円 |
| | 五万五百円 | 五万五千五百円 |
| | 五万七千円 | 六万二千七百円 |
| | 六万四千円 | 七万四百円 |
| | 一万二千円 | 一万三千二百円 |
| | 一万四千五百円 | 一万五千九百円 |
| | 第五十条第一項第四号ロ(1) | 八万八千八百円 |
| 二万六千四百円 | | 二万九千円 |
| 三万二千八百円 | | 三万六千円 |
| 三万九千二百円 | | 四万三千百円 |
| 四万五千六百円 | | 五万百円 |
| 五万二千四百円 | | 五万七千六百円 |
| 五万九千二百円 | | 六万五千百円 |
| 六万六千四百円 | | 七万三千円 |
| 一万四千五百円 | | 一万五千九百円 |
| 六千五百円 | | 七千百円 |

| | | |
|----------------|---------|---------|
| 第五十条第一項第四号ロ(2) | 一万七千五百円 | 一万九千二百円 |
| | 二万円 | 二万二千元 |
| | 二万二千五百円 | 二万四千七百円 |
| | 二万五千五百円 | 二万八千元 |
| | 二万九千元 | 三万九千九百円 |
| | 三万三千円 | 三万六千三百円 |
| | 四万円 | 四万五千五百円 |
| | 四万九千円 | 五万三千九百円 |
| | 五万七千円 | 六万二千七百円 |
| | 六万五千五百円 | 七万二千元 |
| 第五十条第一項第五号 | 七万四千元 | 八万四千四百円 |
| | 八万三千円 | 九万三千三百円 |
| | 四千五百円 | 四千九百円 |
| | 六千円 | 六千六百円 |
| | 三千七百円 | 四千二百円 |
| 第五十条第二項第一号 | 四千七百円 | 五千二百円 |
| | 六千三百円 | 六千九百円 |
| | 五千二百円 | 五千七百円 |
| | 六千三百円 | 六千九百円 |
| | 八千円 | 八千八百円 |

付則第九条の第三第三項中「第五十条第一項」の下に「(第三号イ(3)及びロ(3)の規定を除く。)」を加え、「前項の表」を「次の表」に改め、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるものとする。」を「とし、同条第一項第三号イ(3)及びロ(3)に規定されている自動車のうち、三輪小型自動車に属するものについては、読み替え後の三輪小型自動車の税率を、その他のものについては、読み替え後のトラックの最大積載量に應ずる税率を適用するものとし、同条第三項に規定されている自動車については、単室容積(一つの作動室の容積をいう。)にローター数を乗じて得た数値に一・五を乗じて得た数値を総排気量とみなして、読み替え後の同条第一項第一号並びに第三号イ(1)及びロ(1)並びに第二項の規定を適用するものとする。」に改め、同項第二号中「平成二十一年十月一日(」の下に「同法第四十条第三号に規定する」を加え、「排出

ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(第四号及び第五項第五号において「排出ガス保安基準」という。)」に改め、「この号」の下に「及び第五項第二号」を加え、同項第三号中「充電機能付電力併用自動車」の下に「(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。第五項第三号において同じ。)」を加え、同項第四号中「エネルギー消費効率」が基準エネルギー消費効率を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。))が同法第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率(第五項第四号及び第七項において「基準エネルギー消費効率」という。)」に、「次項及び第五項」を「以下この条」に、「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」を「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの(以下この条において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。)」に改め、同項に次の表を加える。

| | | |
|-------------|---------|---------|
| 第五十条第一項第一号ロ | 七千五百円 | 四千元 |
| | 八千五百円 | 四千五百円 |
| | 九千五百円 | 五千円 |
| | 一万三千八百円 | 七千円 |
| | 一万五千七百円 | 八千円 |
| | 一万七千九百円 | 九千円 |
| | 二万五百円 | 一万五百円 |
| | 二万三千六百円 | 一万二千元 |
| | 二万七千二百円 | 一万四千元 |
| | 四万七千七百円 | 二万五千円 |
| | 二万九千五百円 | 一万五千円 |
| | 三万四千五百円 | 一万七千五百円 |
| | 三万九千五百円 | 二万円 |
| | 四万五千円 | 二万二千五百円 |
| | 五万千円 | 二万五千五百円 |

| | | |
|-----------------|---------|---------|
| 第五十条第一項第三号イ(1)ア | 一万千円 | 五千五百円 |
| | 七千六百円 | 四千円 |
| | 六千八百円 | 三千五百円 |
| | 六千円 | 三千円 |
| | 二万六百元 | 一万五百円 |
| | 一万二百円 | 五千五百円 |
| | 一万五千五百円 | 八千円 |
| | 七千五百円 | 四千円 |
| | 六千三百円 | 三千二百円 |
| | 四万五百円 | 二万五百円 |
| 第五十条第一項第二号ハ(1) | 三万五千円 | 一万七千五百円 |
| | 三万円 | 一万五千円 |
| | 二万五千五百円 | 一万三千円 |
| | 二万五百円 | 一万五百円 |
| | 一万六千円 | 八千円 |
| | 一万千五百円 | 六千円 |
| | 八千円 | 四千円 |
| | 四万七百元 | 二千四百円 |
| | 二万九千五百円 | 一万五千円 |
| | 二万五千五百円 | 一万三千円 |
| 第五十条第一項第二号イ | 九千円 | 四千五百円 |
| | 六千五百円 | 三千五百円 |
| | 十一万千円 | 五万五千五百円 |
| | 八万八千円 | 四万四千円 |
| | 七万六千五百円 | 三万八千五百円 |
| | 六万六千五百円 | 三万三千五百円 |
| | 五万八千円 | 二万九千円 |

| | | |
|-----------------|---------|---------|
| 第五十条第一項第三号イ(1)イ | 一万二千五百円 | 六千五百円 |
| | 一万四千三百円 | 七千五百円 |
| | 一万六千四百円 | 八千五百円 |
| | 一万八千八百円 | 九千五百円 |
| | 二万七千七百円 | 一万千円 |
| | 三万二千五百円 | 一万六千五百円 |
| | 二万二千二百円 | 一万千円 |
| | 二万五千六百円 | 一万三千円 |
| | 三万四百円 | 一万五千五百円 |
| | 三万五千二百円 | 一万八千円 |
| 第五十条第一項第三号イ(2) | 四万四百円 | 二万五千円 |
| | 四万五千六百円 | 二万三千円 |
| | 五万二千二百円 | 二万六千円 |
| | 一万千円 | 五千五百円 |
| | 五千円 | 二千五百円 |
| | 九千円 | 四千五百円 |
| | 一万八千五百円 | 九千五百円 |
| | 二万九千五百円 | 一万五千円 |
| | 四万三千六百円 | 二万二千円 |
| | 九千円 | 四千五百円 |
| 第五十条第一項第三号イ(5) | 六千五百円 | 三千五百円 |
| | 一万二千円 | 六千円 |
| | 八千五百円 | 四千五百円 |
| | 二万三千円 | 一万千五百円 |
| | 一万三千五百円 | 七千円 |
| | 一万九千五百円 | 一万円 |
| | 一万二千円 | 六千円 |
| | 二万三千六百円 | 一万二千円 |
| | 二万七千六百円 | 一万四千円 |
| | 三万六千円 | 一万八千円 |

| | | |
|-------------------|---------|---------|
| 第五十条第一項第三号ロ(1)(イ) | 四万八千八百円 | 二万五百円 |
| | 四万六千四百円 | 二万三千五百円 |
| | 五万三千二百円 | 二万七千円 |
| | 六万二千二百円 | 三万千円 |
| | 七万四百円 | 三万五千五百円 |
| | 八万八千八百円 | 四万四千五百円 |
| | 二万六千四百円 | 一万三千五百円 |
| | 三万二千八百円 | 一万六千五百円 |
| | 三万九千二百円 | 二万円 |
| | 四万五千六百円 | 二万三千元 |
| 第五十条第一項第三号ロ(2) | 五万九千二百円 | 二万六千五百円 |
| | 六万六千四百円 | 三万三千元 |
| | 六千五百円 | 七千五百円 |
| | 一万四千五百円 | 三千五百円 |
| | 一万五千五百円 | 六千円 |
| | 二万五千五百円 | 一万三千元 |
| | 四万五百円 | 二万五百円 |
| | 五万九千四百円 | 三万円 |
| | 八千円 | 四千元 |
| | 一万六千円 | 八千円 |
| 第五十条第一項第三号ロ(5) | 一万九千円 | 五千五百円 |
| | 三万五百円 | 一万五千五百円 |
| | 二万六千五百円 | 九千五百円 |
| | 一万六千円 | 八千円 |
| | 一万二千円 | 六千円 |
| | 一万四千五百円 | 七千五百円 |
| | 一万七千五百円 | 九千円 |
| | 二万円 | 一万円 |
| | 二万二千五百円 | 二万二千五百円 |
| | 二万二千五百円 | 一万五千五百円 |

| | | |
|----------------|---------|---------|
| 第五十条第一項第四号イ(2) | 二万五千五百円 | 一万三千円 |
| | 二万九千円 | 一万四千五百円 |
| | 二万六千五百円 | 一万三千五百円 |
| | 三万二千円 | 一万六千円 |
| | 三万八千円 | 一万九千円 |
| | 四万四千円 | 二万二千元 |
| | 五万五百円 | 二万五千五百円 |
| | 五万七千円 | 二万八千五百円 |
| | 六万四千円 | 三万二千元 |
| | 一万二千元 | 六千円 |
| 第五十条第一項第四号ロ(1) | 一万四千五百円 | 七千五百円 |
| | 一万七千五百円 | 九千円 |
| | 二万円 | 一万円 |
| | 二万二千五百円 | 一万五千五百円 |
| | 二万五千五百円 | 一万三千元 |
| | 二万九千円 | 一万四千五百円 |
| | 三万三千円 | 一万六千五百円 |
| | 四万千円 | 二万五千円 |
| | 四万九千円 | 二万四千五百円 |
| | 五万七千円 | 二万八千五百円 |
| 第五十条第一項第五号 | 六万五千五百円 | 三万三千元 |
| | 七万四千円 | 三万七千円 |
| | 八万三千元 | 四万五千五百円 |
| | 四万五千五百円 | 二万五千五百円 |
| | 六千円 | 三千円 |
| | 三千七百円 | 千八百円 |
| | 四千七百円 | 二千三百円 |
| | 六千三百円 | 三千二百円 |
| | 五千二百円 | 二千六百円 |
| | 六千三百円 | 三千二百円 |
| 第五十条第二項第二号 | 八千円 | 四千元 |

付則第九条の三第四項中「受けているもの」を「受ける自動車」に改め、「字句は」

の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同条第五項中「前項の」を「第四項の」に改め、「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」の下に「（基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）」を加え、「基準エネルギー消費効率であつて」及び「の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第五項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十」を削り、「前項第四号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率に」を「平成二十二年度以降」と、「平成二十七年基準エネルギー消費効率」とあるのは「」に、「前項中」を「第四項中」に改め、「第二項第四号に規定する」を削り、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 次に掲げる自動車に対する第五十条第一項(第三号イ(3)及びロ(3))の規定を除く。)

及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、同条第一項第三号イ(3)及びロ(3)に規定されている自動車のうち、三輪小型自動車に属するものについては、読み替え後の三輪小型自動車の税率を、その他のものについては、読み替え後のトラックの最大積載量に応ずる税率を適用するものとし、同条第三項に規定されている自動車については、単室容積(一つの作動室の容積をいう。)にローター数を乗じて得た数値に一・五を乗じて得た数値を総排気量とみなして、読み替え後の同条第一項第一号並びに第三号イ(1)及びロ(1)並びに第二項の規定を適用するものとする。

一 電気自動車

二 天然ガス自動車のうち、平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの

三 充電機能付電力併用自動車

四 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上かつ平成三十二年基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。)以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの

五 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車(第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。)のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの

| 第五十条第一項第一号イ | 第五十条第一項第一号ロ |
|-------------|-------------|
| 七千五百円 | 七千五百円 |
| 八千五百円 | 八千五百円 |
| 九千五百円 | 九千五百円 |
| 一万三千八百円 | 一万三千八百円 |
| 一万五千七百円 | 一万五千七百円 |
| 一万七千九百円 | 一万七千九百円 |
| 二万九百円 | 二万九百円 |
| 二万五千六百円 | 二万五千六百円 |
| 二万七千二百円 | 二万七千二百円 |
| 二万七千二百円 | 二万七千二百円 |
| 四万七百元 | 四万七百元 |
| 二万九千五百円 | 二万九千五百円 |
| 三万四千五百円 | 三万四千五百円 |
| 三万九千五百円 | 三万九千五百円 |
| 四万五千円 | 四万五千円 |
| 五万千円 | 五万千円 |
| 五万八千円 | 五万八千円 |
| 六万六千五百円 | 六万六千五百円 |
| 七万六千五百円 | 七万六千五百円 |
| 八万八千円 | 八万八千円 |
| 十一万円 | 十一万円 |
| 六千五百円 | 六千五百円 |
| 二千円 | 二千円 |

| | | |
|-----------------|---------|-------|
| 第五十条第一項第三号イ(1)ア | 九千円 | 二千五百円 |
| | 一万二千円 | 三千円 |
| | 一万五千円 | 四千円 |
| | 一万八千五百円 | 五千円 |
| | 二万二千円 | 五千五百円 |
| | 二万五千五百円 | 六千五百円 |
| | 二万九千五百円 | 七千五百円 |
| | 四千七百円 | 千二百円 |
| | 八千円 | 二千円 |
| | 一万千五百円 | 三千円 |
| 第五十条第一項第二号ロ | 一万六千円 | 四千円 |
| | 二万五百円 | 五千五百円 |
| | 二万五千五百円 | 六千五百円 |
| | 三万円 | 七千五百円 |
| | 三万五千円 | 九千円 |
| | 四万五百円 | 一万五百円 |
| | 六千三百円 | 千六百円 |
| | 七千五百円 | 二千円 |
| | 一万五千円 | 四千円 |
| | 二万二千円 | 五千五百円 |
| 第五十条第一項第二号ハ(2) | 二万六千円 | 五千五百円 |
| | 六千円 | 千五百円 |
| | 六千八百円 | 二千円 |
| | 七千六百円 | 二千円 |
| | 一万千円 | 三千円 |
| | 一万二千五百円 | 三千五百円 |
| | 一万四千三百円 | 四千円 |
| | 一万六千四百円 | 四千五百円 |
| | 一万八千八百円 | 五千円 |
| | 二万二千七百円 | 五千五百円 |
| 第五十条第一項第二号ハ(1) | 三万二千五百円 | 八千五百円 |

| | | |
|-----------------|---------|---------|
| 第五十条第一項第三号イ(1)イ | 二万二千二百円 | 五千五百円 |
| | 二万五千六百円 | 六千五百円 |
| | 三万四百円 | 八千円 |
| | 三万五千二百円 | 九千円 |
| | 四万四百円 | 一万五百円 |
| | 四万五千六百円 | 一万五千五百円 |
| | 五万二千二百円 | 一万三千円 |
| | 一万千円 | 三千円 |
| | 五千円 | 千五百円 |
| | 九千円 | 二千五百円 |
| 第五十条第一項第三号イ(4) | 一万八千五百円 | 五千円 |
| | 二万九千五百円 | 七千五百円 |
| | 四万三千六百円 | 一万千円 |
| | 九千円 | 二千五百円 |
| | 六千五百円 | 二千円 |
| | 一万二千円 | 三千円 |
| | 八千五百円 | 二千五百円 |
| | 二万三千円 | 六千円 |
| | 一万三千五百円 | 三千五百円 |
| | 一万九千五百円 | 五千円 |
| 第五十条第一項第三号イ(7) | 一万二千円 | 三千円 |
| | 二万三千六百円 | 六千円 |
| | 二万七千六百円 | 七千円 |
| | 三万六千円 | 八千円 |
| | 三万六千六百円 | 九千円 |
| | 四万八千円 | 一万五百円 |
| | 四万六千四百円 | 一万二千円 |
| | 五万三千二百円 | 一万三千五百円 |
| | 六万二千二百円 | 一万五千五百円 |
| | 七万四百円 | 一万八千円 |
| 第五十条第一項第三号イ(1)ア | 八万八千八百円 | 二万二千五百円 |

| | | |
|----------------|---------|---------|
| 第五十条第一項第三号イ(1) | 二万六千四百円 | 七千円 |
| | 三万二千八百円 | 八千五百円 |
| | 三万九千二百円 | 一万円 |
| | 四万五千六百円 | 一万五千五百円 |
| | 五万二千四百円 | 一万三千五百円 |
| | 五万九千二百円 | 一万五千元 |
| | 六万六千四百円 | 一万七千元 |
| | 六万六千四百円 | 四千元 |
| | 六千五百円 | 二千元 |
| | 一万四千五百円 | 四千元 |
| 第五十条第一項第三号ロ(2) | 六千五百円 | 二千元 |
| | 一万五千五百円 | 三千元 |
| | 二万五千五百円 | 六千五百円 |
| | 四万五百円 | 一万五百円 |
| | 五万九千四百円 | 一万五千元 |
| | 八千円 | 三千元 |
| | 一万五千五百円 | 三千元 |
| | 一万六千元 | 四千元 |
| | 一万九千元 | 五千元 |
| | 三万五百円 | 八千元 |
| 第五十条第一項第三号ハ(3) | 一万九千元 | 五千元 |
| | 三万五百円 | 八千元 |
| | 一万九千元 | 五千元 |
| | 三万五百円 | 八千元 |
| | 一万九千元 | 五千元 |
| | 三万五百円 | 八千元 |
| | 一万九千元 | 五千元 |
| | 三万五百円 | 八千元 |
| | 一万九千元 | 五千元 |
| | 三万五百円 | 八千元 |
| 第五十条第一項第四号イ(2) | 三万八千元 | 九千五百円 |
| | 三万二千元 | 八千元 |
| | 二万六千五百円 | 七千元 |
| | 二万九千元 | 七千五百円 |
| | 二万五千五百円 | 六千五百円 |
| | 二万二千五百円 | 六千元 |
| | 二万円 | 五千元 |
| | 一万七千五百円 | 四千五百円 |
| | 一万四千五百円 | 四千元 |
| | 一万二千円 | 三千元 |

6 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容量の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第五十条第一項（第三号イ(3)及びロ(3)の規定を除く。）及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十六年四月一日から平成二十

| | | |
|----------------|---------|---------|
| 第五十条第一項第四号ロ(1) | 四万四千元 | 一万千円 |
| | 五万五千元 | 一万三千円 |
| | 五万七千元 | 一万四千五百円 |
| | 六万四千元 | 一万六千元 |
| | 一万二千元 | 三千元 |
| | 一万四千五百円 | 四千元 |
| | 一万七千五百円 | 四千五百円 |
| | 二万円 | 五千元 |
| | 二万二千五百円 | 六千元 |
| | 二万五千五百円 | 六千五百円 |
| 第五十条第一項第四号ロ(2) | 二万九千元 | 七千五百円 |
| | 三万三千元 | 八千五百円 |
| | 四万円 | 一万円 |
| | 四万九千元 | 一万一千五百円 |
| | 五万七千元 | 一万四千五百円 |
| | 六万五千五百円 | 一万六千五百円 |
| | 七万四千元 | 一万八千五百円 |
| | 八万三千元 | 二万円 |
| | 四万五千元 | 千五百円 |
| | 六千元 | 千五百円 |
| 第五十条第一項第五号 | 四千七百円 | 千円 |
| | 三千七百円 | 千円 |
| | 四千七百円 | 千二百円 |
| | 六千三百円 | 千六百円 |
| | 五千二百円 | 千三百円 |
| | 六千三百円 | 千六百円 |
| | 八千円 | 二千円 |
| | 八千円 | 二千円 |
| | 六千三百円 | 千六百円 |
| | 五千二百円 | 千三百円 |
| 第五十条第二項第一号 | 四万七千五百円 | 七千五百円 |
| | 四万七千五百円 | 七千五百円 |
| | 四万七千五百円 | 七千五百円 |
| | 四万七千五百円 | 七千五百円 |
| | 四万七千五百円 | 七千五百円 |
| | 四万七千五百円 | 七千五百円 |
| | 四万七千五百円 | 七千五百円 |
| | 四万七千五百円 | 七千五百円 |
| | 四万七千五百円 | 七千五百円 |
| | 四万七千五百円 | 七千五百円 |
| 第五十条第二項第二号 | 八千円 | 二千円 |
| | 六千三百円 | 千六百円 |
| | 五千二百円 | 千三百円 |
| | 六千三百円 | 千六百円 |
| | 五千二百円 | 千三百円 |
| | 六千三百円 | 千六百円 |
| | 五千二百円 | 千三百円 |
| | 六千三百円 | 千六百円 |
| | 五千二百円 | 千三百円 |
| | 六千三百円 | 千六百円 |

七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成二十七年年度分の自動車税に限り、当該自動車平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成二十八年度分の自動車税に限り、第三項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、同条第一項第三号イ(3)及びロ(3)に規定されている自動車のうち、三輪小型自動車に属するものについては、読み替え後の三輪小型自動車の税率を、その他のものについては、読み替え後のトラックの最大積載量に應ずる税率を適用するものとし、同条第三項に規定されている自動車については、単室容積(一つの作動室の容積をいう。)にローター数を乗じて得た数値に一・五を乗じて得た数値を総排气量とみなして、読み替え後の同条第一項第一号並びに第三号イ(1)及びロ(1)並びに第二項の規定を適用するものとする。

付則第十条の三第四項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

付則第十一条の二第一項及び第二項中「平成二十六年度」を「平成二十九年年度」に改める。

付則第二十五条中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第二条 改正後の福岡県税条例(以下「新条例」という。)の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日以前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 改正前の第二十条の三十五の五第一項の規定は、同項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第一項又は第十条の十二に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体(以下この条

において「農地保有合理化法人等」という。)が、同法」とあるのは「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成二十五年法律第百二号)附則第三条に規定する旧農地保有合理化法人(以下この項において「旧農地保有合理化法人」という。))が同条に規定する旧農地保有合理化事業(同法による改正前の農業経営基盤強化促進法(以下この項において「旧基盤強化法」という。))と、「の実施により施行令」とあるのは「に限定する。の実施により施行令」と、「又は農業経営基盤強化促進法」とあるのは「又は旧基盤強化法」と、「農地保有合理化法人等による」とあるのは「旧農地保有合理化法人による」とする。

(自動車取得税に関する経過措置)

第三条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日以前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第四条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十六年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十五年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十八号

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則

福岡県事務委任規則(昭和四十年福岡県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「保健所」の下に「及び病害虫防除所」を加える。

第十一条の二第二項中

「福岡県農業総合試験場豊前分場

福岡県農業総合試験場筑後分場

福岡県農業総合試験場八女分場

福岡県農業総合試験場果樹苗木分場

福岡県病害虫防除所筑後支所

福岡県病害虫防除所行橋支所

「福岡県農業総合試験場資源活用研究センター

福岡県農業総合試験場豊前分場

福岡県農業総合試験場筑後分場

福岡県農業総合試験場八女分場

同条第三項中「福岡県農業総合試験場の」を「福岡県農業総合試験場の資源活用研究センター及び」に改める。

第十九条の三第二号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

第十九条の四第一号イ中「第九条第一項（ただし書を除く。）及び法第十条の二」を「第十条第一項及び法第十一条」に改め、同号ロ中「第八条第三項、第九条第四項、第十条第三項」を「第九条第三項、第十条第四項」に改め、同号ホ中「第七条第一項」を「第八条第一項」に、「第八条第三項、第九条第四項、第十条第三項」を「第九条第三項、第十条第四項」に改め、同号ヘからチまでを次のように改める。

ヘ 法第八条第二項の規定に基づき、申請者が人違いでないこと等を立証する書類の提示又は提出を申請者に求めること。

ト 法第八条第三項の規定に基づき、申請者の出頭を求めることなく、申請者が確実に受領できると認められる方法により一般旅券を交付すること。

チ 法第九条第一項の規定に基づき、一般旅券の渡航先の追加の申請を受理し、外務大臣に進達すること。

第十九条の四第一号ヌ中「第十七条」を「第十七条第一項」に、「若しくは焼失した旨又はその旅券を発見した」を「又は焼失した」に改め、同号ルを次のように改める。

ル 法第十七条第三項の規定に基づき、届出者が人違いでないこと等を立証する書類の提示又は提出を届出者に求めること。

第十九条の四第一号ナを削り、同号ネ中「第六条第五項」を「第七条第五項」に改め

、同号中ネをムとし、同号ツ中「第六条第三項」を「第七条第三項」に改め、同号中ツをラとし、同号ソ中「第六条第二項」を「第七条第二項」に改め、同号中ソをナとし、レをネとし、同号タ中「申請者出頭免除申出書」を「申請書類等提出委任申出書」に改め、同号中タをツとし、ツの前に次のように加える。

ソ 施行規則第二条第四項の規定に基づき、申請者の居所を疎明する資料の提示又は提出を申請者に求めること。

第十九条の四第一号ヨ中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改め、同号中ヨをレとし、レの前に次のように加える。

タ 施行規則第二条第二項の規定に基づき、申請者の本人確認情報を利用すること、又は外務省に提供すること。

第十九条の四第一号カをヨとし、ヨの前に次のように加える。

カ 施行規則第一条第六項の規定に基づき、申請者の身分上の事実を明らかにするため適当と認める書類の提示又は提出を申請者に求めること。

第十九条の四第一号に次のように加える。

ウ 施行規則第十四条第一項の規定に基づき、出頭免除願書の提出を受けること。

第二十條第二項第一号イ中「第二十三条第一項」を「第二十二條第一項」に改め、同号ロ中「第二十四条」を「第二十三条」に改め、同号ハ中「第二十五条」を「第二十四条」に改め、同号ニ中「第二十五条の二」を「第二十五条」に改め、同号チ中「第二十三条、第二十四条、第二十五条、第二十五条の二」を「第二十二條、第二十三條、第二十四條、第二十五条」に改める。

第二十條第三項第十三号イ中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同号ロ中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に、「第十四條第三項」を「第十四條第四項」に改め、同号ハ中「第十四條第三項」を「第十四條第四項」に改め、同号ニ中「及び第二項」を「第二項及び第三項」に、「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に、「又は飼養施設の設置の届出」を「飼養施設の設置又は犬猫等販売業に係る届出」に改め、同号ホ中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同号ヘ中「受領すること」の下に「（法第二十四条の四において準用する場合を含む。）」を加え、同号ト及びチ中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同号ム中「ねこ」を「猫」に改め、同号中ムをクとし、ラをオとし、同号ナ中「及び第二項」を「第二項

及び第三項」に改め、同号中ナをノとし、カからネまでをツからヰまでとし、ツの前に次のように加える。

ソ 法第二十五条第三項の規定に基づき、多数の動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態が生じていると認める場合において、当該事態を生じさせている者に対して必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告すること。

第二十條第三項第十三号中ワをレとし、同号レの前に次のように加える。

ヨ 法第二十四条の二の規定に基づき、第二種動物取扱業者の届出を受領すること。

タ 法第二十四条の三第一項及び第二項の規定に基づき、第二種動物取扱業者の種別、氏名等の変更又は飼養施設の使用の廃止の届出を受領すること。

第二十條第三項第十三号ヲ中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、「検査させること」の下に「(法第二十四条の四において準用する場合を含む。)」を加え、同号中ヲをカとし、同号ル中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、「命ずること」の下に「(法第二十四条の四において準用する場合を含む。)」を加え、同号中ルをワとし、同号ヌ中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同号中ヌをヲとし、同号リ中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、「行うこと」の下に「(法第二十四条の四において準用する場合を含む。)」を加え、同号中リをルとし、同号チの次に次のように加える。

リ 法第二十二条の六第二項の規定に基づき、犬猫等の種類ごとの数等の届出を受領すること。

ヌ 法第二十二条の六第三項の規定に基づき、検案書又は死亡診断書の提出を命ずること。

第二十條第八項第四号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

第二十條第十三項第二号中ソをノとし、レをヰとし、同号ヰの前に次のように加える。

ム 法第七十八条第三項の規定に基づき、偽りその他不正な手段により就労自立給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者から費用の額の全部又は一部を徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収す

ること。

ウ 法第七十八条の二第一項及び第二項の規定に基づき、被保護者から申出があつた場合において、保護金品を交付する際に、又は就労自立給付金を支給する前に、当該申出に係る徴収金を徴収すること。

第二十條第十三項第二号タ中「第七十八条」を「第七十八条第一項」に、「全部又は一部の徴収を行う」を「額の全部又は一部を徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収する」に改め、同号中タをラとし、ヨをナとし、カをネとし、ネの前に次のように加える。

ツ 法第七十六条の二の規定に基づき、損害賠償請求権を行使すること。

第二十條第十三項第二号中ワをソとし、ヌからヲまでをヨからレまでとし、同号ヨの前に次のように加える。

ワ 法第五十五条の四第一項の規定に基づき、就労自立給付金を支給すること。

カ 法第五十五条の五の規定に基づき、被保護者若しくは被保護者であつた者又はこれらの者の雇主その他の関係人に、報告を求めること。

第二十條第十三項第二号中リをヲとし、同号チ中「第三十七条」を「第三十七条の二」に改め、同号中チをルとし、同号ト中「第二十八条第四項」を「第二十八条第五項」に改め、「同条第一項の」の下に「報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは」を加え、「受診命令」を「検診命令」に改め、同号中トをヌとし、同号ヌの前に次のように加える。

リ 法第二十八条第二項の規定に基づき、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めること。

第二十條第十三項第二号ヘ中「に基づき、」の下に「要保護者に対して報告を求め、若しくは」を加え、「の受診」を「への検診」に改め、同号中ヘをチとし、ホをトとし、同号ニ中「及び」を「又は」に改め、同号中ニをへとし、ハをホとし、ロをニとし、ニの前に次のように加える。

ハ 法第二十四条第八項の規定に基づき、扶養義務者に通知すること。

第二十條第十三項第二号イ中「第一項及び第五項」を「第三項及び第九項」に改め、同号中イをロとし、ロの前に次のように加える。

イ 法第二十四条第一項の規定に基づき、保護の開始を申請する者から申請書を受領すること。

第二十条第十五項第二号カを次のように改める。

カ 条例第四条第一項の規定に基づき、浄化槽保守点検業者登録簿に登録すること（条例第六条第三項又は第七条第二項において準用する場合を含む。）。

第二十条第十五項第二号中ネを削り、ナをネとし、ネの次に次のように加える。

ナ 条例第十条第一項ただし書の規定に基づき、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障がないと認めること。

第二十条第十五項第二号中オをクとし、ラからノまでをムからオまでとし、ナの次に次のように加える。

ラ 条例第十条第三項ただし書の規定に基づき、浄化槽の設置基数が少ない等相当の理由があると認めること。

第二十三条第一項第一号口中「第三十三条の四」を「第三十三条の七」に改める。

第五十一条の見出し中「農業総合試験場長」を「福岡県農業総合試験場長」に改め、同条中「福岡県農業総合試験場長」を「福岡県農林業総合試験場長」に改め、同条第一号中「福岡県農業総合試験場」を「福岡県農林業総合試験場」に、「福岡県土壌、肥料等分析並びに手数料条例（昭和二十三年福岡県条例第五十七号）を「土壌等分析条例」、福岡県農業総合試験場種苗等配布規程」を「福岡県農林業総合試験場手数料及び使用料条例（昭和二十四年福岡県条例第二十四号）を「手数料使用料条例」、福岡県農林業総合試験場種苗等配布規程」に改め、同号イを次のように改める。

イ 手数料使用料条例第五条の規定に基づき、農林業に関する分析、鑑定又は試験を行い、その成績書を申請者に交付すること。

第五十一条第一号ヨを次のように改める。

ヨ 事業計画を作成すること（森林法の規定に基づく林業普及指導事業に係るものを除く。）。

第五十一条第一号中タをレとし、ヨの次に次のように加える。

タ 事業計画を執行すること。

第五十四条第一号イ中「に」を「を」に改め、同号ロを削る。

第五十五条を次のように改める。

（農林業総合試験場資源活用研究センター長委任事項）

第五十五条 福岡県農林業総合試験場資源活用研究センター長に、次に掲げる事務を委任する。

一 福岡県農林業総合試験場資源活用研究センターの管理及び運営に関する業務

イ 林業用種子の保管委託を受けること。

ロ 事業計画を作成すること（森林法の施行に基づく林業普及指導事業に係るものに限る。）。

ハ 事業計画を執行すること。

ニ 試験研究に関する設計及び試験研究成果の公表をすること。

二 福岡県職員農林漁業普及指導手当に関する条例（以下この号中「条例」という。）の施行に関する事務

イ 条例第二条に規定する農林漁業普及指導手当のうち、林業に係るものについて所属職員への支給を認定すること。

三 森林法の施行に関する事務のうち、林業普及指導事業に関すること。

第五十六条第一号チ中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「受領すること」の下に「及び当該報告に係る事項を当該家畜の所在地を管轄する市町村長に通知すること」を加える。

第六十六条を次のように改める。

第六十六条 削除

第六十六条 削除

第七十条第二項中「企画交通課」を「企画課」に改め、同条第五項第一号中「福岡県河川法施行細則（昭和四十三年福岡県規則第二十二号）を「細則」を削り、同号マ中「ヤ及びマ」を「ケ」に改め、同号中マをフとし、ヤをケとし、同号ク中「トからヌまで、ヲ、レ、ソ、ネ、ヤ及びマ」を「チからルまで、ワ、ソ、ネ、ラ及びケ」に改め、同号中クをマとし、キからオまでをオからヤまでとし、同号ウ中「トからヌまで、ヲ、ネ、ヤ及びマ」を「チからルまで、ワ、ネ、ラ及びケ」に改め、同号中ムをキとし、ソからラまでをネからウまでとし、ネの前に次のように加える。

ツ 法第三十七条の二の規定に基づき、水防管理団体又は水防協力団体が行う施設

等の設置についての協議に応ずること（チ、ヌ及びソの規定に基づく委任事務に係るものに限る。）。

第七十条第五項第一号レ中「ト及びチ」を「チ及びリ」に改め、同号中レをソとし、同号タ中「トからヌまで」を「チからルまで」に改め、同号中タをレとし、同号ヨ中「から法第二十五条までの許可」を「法第二十四条若しくは法第二十五条の許可又は法第二十三条の二の登録」に改め、「当該許可」の下に「又は登録」を加え、同号中ヨをタとし、トからカまでをチからヨまでとし、同号ヘ中「第二十二條の二第二項」を「第二十二條の三第二項」に改め、同号中ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 法第二十二條の二の規定に基づき、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）

第七條第三項（同法第三十三條第四項において準用する場合を含む。）の規定により同意をした水防計画に基づき水防管理団体が行う水防に協力すること。

第七十条第五項第四号中「昭和二十四年法律第九十三号。」を削り、同条第九項第二号中「福岡県八女県土整備事務所」の下に「（筑後広域公園芸術文化交流施設に係るものを除く。）」を加え、同号中レをソとし、ルからタまでをヨからレまでとし、ヌの次に次のように加える。

ル 条例第四條第一項及び第三項の規定に基づき、同条第一項各号に掲げる行為を許可し、又は許可事項の変更の許可を行うこと。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二十条第十三項の改正規定は、平成二十六年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に知事のした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行の際現に知事に対して行っている申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）で、施行日以後において改正後の福岡県事務委任規則の規定により委任を受けた者（以下「受任者」という。）が処理し、又は管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、受任者がした処分その他の行為又は受任者に対して行っている申請等とみなす。

福岡県告示条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十一号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則

（単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正）

第一条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則（昭和三十二年福岡県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第九条」を「第十二条」に改める。

第八条第二項第三号イ及び第四号中「農業総合試験場」を「農林業総合試験場」に改める。

付則第二十五項中「大型農業機械等作業」を「農耕作業用自動車の運転作業」に、「農業総合試験場等」を「農林業総合試験場」に改める。

| | | | |
|------------|---|---------|-------|
| 別表第一の五級の項中 | 「 | 379,600 | 」 |
| | を | 379,600 | 」 |
| | | 380,000 | |
| | | 380,400 | |
| | | 380,800 | |
| | | 381,100 | |
| | | 381,500 | |
| | | 381,900 | 」 |
| | | | に改める。 |

（単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則（平成十三年福岡県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を削り、附則第四項を附則第三項とする。

（単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第三条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則（平成十八年福岡県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の前の見出しを削り、同項及び附則第四項を次のように改める。
3及び4 削除

附則第五項の前の見出しとして「（給料の切替えに伴う経過措置）」を付し、同項中「在職職員」を「切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（以下「在職職員」という。）」に改める。

附則第七項中「短時間勤務職員」の下に「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務又は同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員をいう。）」を加える。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第二条の改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

（平成十八年改正規則の一部改正に伴う経過措置）

2 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、施行日の前日において第三条の規定による改正前の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則（以下「改正前の平成十八年改正規則」という。）附則第三項（改正前の平成十八年改正規則附則第四項により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による給料の支給を受けていたものには、その者の受ける給料月額のほか、経過措置基準額（施行日の前日において支給を受けていた給料月額と改正前の平成十八年改正規則附則第三項に規定する差額に相当する額との合計額からその者の受ける給料月額を減じた額（零を上回るものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）から次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を減じた額を給料として支給する。ただし、当該減ずる額が経過措置基準額以上となるときは、この規定による給料は支給しない。

一 施行日から平成二十七年三月三十一日まで 経過措置基準額に三分の一を乗じて得た額（一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とし、その額が三千円を超える場合は三千円とする。）

二 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで 経過措置基準額に三分の二を乗じて得た額（一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とし、その額が六千円を超える場合は六千円とする。）

三 平成二十八年四月一日以降 施行日以降の期間について、経過した年数一年につき三千円を乗じて得た額に三千円を加算した額

（この規則の施行に関し必要な事項）

3 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十一号）の適用を受ける職員の例による。

福岡県告示条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十二号

福岡県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

細則の一部を改正する規則

福岡県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成十九年福岡県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

様式目次中

「付表七 共同生活介護事業所（ケア ホーム） 第二条

業所（グループホーム）の

指定に係る記載事項その一

指定に係る記載事項その一

付表七―二
・その二
共同生活介護事業所（地域移行型ホーム）・共同生活

援助事業所（地域移行型ホーム）の指定に係る記載事項その一・その二
を

付表七―三
経過的居宅介護利用型共同生活介護事業所・共同生活

援助事業所（グループホーム）の指定に係る記載事項その一・その二
共同生活援助事業所（グループホーム）の指定に係る記載事項その一・その二・その三

〔付表七
共同生活援助事業所（グループホーム）の指定に係る記載事項その一・その二・その三
〕

付表七―二
共同生活援助事業所（地域移行型ホーム）の指定に係る記載事項その一・その二・その三
に改める。

付表七―三
経過的居宅介護利用型共同生活援助事業所（グループホーム）の指定に係る記載事項その一・その二・その三
に改める。

経過的居宅介護利用型共同生活援助事業所（グループホーム）の指定に係る記載事項その一・その二・その三
に改める。

様式第一号付表一及び様式第一号付表一―二中「加算対象者以外」を「肢体不自由者・知的障害者・精神障害者・加算対象者以外」に改める。
様式第一号付表三及び様式第一号付表三―二中「障害程度区分」を「障害支援（程度区分）」に改める。
様式第一号付表七その一を次のように改める。

付表7 共同生活援助事業所(グループホーム)の指定に係る記載事項 その1

受付番号

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------|---|--------------------|---|-----------|-------------|----|-----------|----|--|
| 主たる事業所 | フリガナ | | | | | | | | |
| | 名称 | | | | | | | | |
| | 所在地 | (郵便番号 -) 県 郡・市 | | | | | | | |
| | 連絡先 | 電話番号 | | | FAX番号 | | | | |
| 管理者 | フリガナ | | | (郵便番号 -) | | | | | |
| | 氏名 | 住所 | | 県 郡・市 | | | | | |
| | 他の事業所、施設又は医療機関の従業者との兼務(兼務の場合記入) | 事業所等の名称 | | | | | | | |
| | | 兼務する職種及び勤務時間等 | | | | | | | |
| 当該事業の実施について定めてある定款・寄付行為等又は条例等 | | | | | 第 条 第 項 第 号 | | | | |
| 利用定員数 | | | | | | | | | |
| サービス管理責任者 | フリガナ | | | (郵便番号 -) | | | | | |
| | 氏名 | 住所 | | | | | | | |
| 従業者の職種・員数 | | | 世話人 | | 生活支援員 | | サービス管理責任者 | | |
| | | | 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 | |
| | 従業者数 | 常勤(人) | | | | | | | |
| | | 非常勤(人) | | | | | | | |
| | 常勤換算後の人数(人) | | | | | | | | |
| 基準上の必要人数(人) | | | | | | | | | |
| サービスの提供形態(該当部分に○) | 介護サービス包括型 | | 生活支援員の業務の外部委託の予定 有(月 時間)・無 | | | | | | |
| | 外部サービス利用型 | | 居宅介護サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地 別紙のとおり | | | | | | |
| 障害者支援施設等との連携体制等 | 連携施設の種別・名称 | | | | | | | | |
| | 支援体制の概要 | | | | | | | | |
| 一体的に管理運営される他の事業所 | | | | | | | | | |
| その他参考となる事項 | 第三者評価の実施状況 | | | | している・していない | | | | |
| | 苦情解決の措置概要 | | | 窓口(連絡先) | | | 担当者 | | |
| | その他 | | | | | | | | |
| 協力医療機関 | 名称 | | | | 主な診療科名 | | | | |
| 協力歯科医療機関 | 名称 | | | | | | | | |
| 添付書類 | 別添のとおり(定款、寄付行為等及びその登記簿の謄本又は条例等、共同生活住居の構造概要及び平面図、経歴書、運営規程、利用者(入所者)又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、資産状況(貸借対照表・財産目録等)、設備・備品等一覧表、協力医療機関との契約内容がわかるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書及び役員等名簿、受託居宅介護サービス事業者との委託契約書(外部サービス利用型の場合)等) | | | | | | | | |

※ 主たる事業所とは、複数の共同生活住居がある場合、当該事業所からいずれの共同生活住居に対しても、概ね30分程度で移動可能な範囲にある事業所をいう。

様式第一号付表七その二中「・ケアホーム」を削り、

⑥入居者 1 人当たりの居室の最小床面積

m²

を

⑥入居者 1 人当たりの居室の最小床面積

m²

一体的に運営するサテライト型住居

か所

に改める。

一体的に運営するサテライト型住居の利用者から連絡を受ける通信機器

様式第一号付表七その二の次に次の一様式を加える。

(付表7) その3

| | | | | |
|---|---|--------------------|--|-------|
| サ テ ラ イ ト 型 住 居 ① | フリガナ | | | |
| | 名 称 | ----- | | |
| | 所在地 | (郵便番号 -) 県 郡・市 | | |
| | 連絡先 | 電話番号 | | FAX番号 |
| | サテライト型住居に供する建物形態 | | | |
| | ①住居区分:一戸建て、アパート、マンション、その他() | | | |
| | ②建物所有者名: | | | |
| | ③賃貸借契約の内容: ア 敷金 イ 礼金 ウ 家賃 (月額) エ 契約期間 オ 賃貸料がない理由 | | | |
| | ④住居の利用定員数 人 | | | |
| | ⑤居室数 室(うち個室 室) | | | |
| | ⑥入居者1人当たりの居室の最小床面積 m ² | | | |
| | 本体住居の名称 | | | |
| | 本体住居との距離 m | | | |
| | 主たる対象者 特定無し・身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病等対象者 | | | |
| | 利用料 | | | |
| | その他の費用 | | | |
| サ テ ラ イ ト 型 住 居 ② | フリガナ | | | |
| | 名 称 | ----- | | |
| | 所在地 | (郵便番号 -) 県 郡・市 | | |
| | 連絡先 | 電話番号 | | FAX番号 |
| | サテライト型住居に供する建物形態 | | | |
| | ①住居区分:一戸建て、アパート、マンション、その他() | | | |
| | ②建物所有者名: | | | |
| | ③賃貸借契約の内容: ア 敷金 イ 礼金 ウ 家賃 (月額) エ 契約期間 オ 賃貸料がない理由 | | | |
| | ④住居の利用定員数 人 | | | |
| | ⑤居室数 室(うち個室 室) | | | |
| | ⑥入居者1人当たりの居室の最小床面積 m ² | | | |
| | 本体住居の名称 | | | |
| | 本体住居との距離 m | | | |
| | 主たる対象者 特定無し・身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病等対象者 | | | |
| | 利用料 | | | |
| | その他の費用 | | | |

様式第一号付表七―二その一を次のように改める。

付表 7-2 共同生活援助事業所(地域移行型ホーム)の指定に係る記載事項 その1

| | | 受付番号 | | | | |
|-------------------------------|--|---|-------------|------------|-----------|-----|
| 主たる事業所 | フリガナ | | | | | |
| | 名称 | | | | | |
| | 所在地 | (郵便番号 -) 県 郡・市 | | | | |
| | 連絡先 | 電話番号 | FAX番号 | | | |
| 管理者 | フリガナ | (郵便番号 -) | | | | |
| | 氏名 | 住所 | 県 郡・市 | | | |
| | 他の事業所、施設又は医療機関の従業者との兼務(兼務の場合記入) | 事業所等の名称 | | | | |
| | | 兼務する職種及び勤務時間等 | | | | |
| 当該事業の実施について定めてある定款・寄付行為等又は条例等 | | | 第 条 第 項 第 号 | | | |
| 利用定員数 | | | | | | |
| サービス管理責任者 | フリガナ | (郵便番号 -) | | | | |
| | 氏名 | 住所 | | | | |
| 従業者の職種・員数 | 世話人 | | 生活支援員 | | サービス管理責任者 | |
| | 専従 | | 専従 | | 専従 | |
| | 兼務 | | 兼務 | | 兼務 | |
| | 従業者数 | 常勤(人) | | | | |
| | | 非常勤(人) | | | | |
| 常勤換算後の人数(人) | | | | | | |
| 基準上の必要人数(人) | | | | | | |
| 同一敷地内にある入所施設又は病院の名称及び所在地 | | | | | | |
| サービスの提供形態(該当部分に○) | 介護サービス包括型 | 生活支援員の業務の外部委託の予定 有(月 時間)・無 | | | | |
| | 外部サービス利用型 | 居宅介護サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地 別紙のとおり | | | | |
| 障害者支援施設等との連携体制等 | 連携施設の種別・名称 | | | | | |
| | 支援体制の概要 | | | | | |
| 一体的に管理運営される他の事業所 | | | | | | |
| その他参考となる事項 | 第三者評価の実施状況 | | | している・していない | | |
| | 苦情解決の措置概要 | | 窓口(連絡先) | | | 担当者 |
| | その他 | | | | | |
| 協力医療機関 | 名称 | | | | 主な診療科名 | |
| 協力歯科医療機関 | 名称 | | | | | |
| 添付書類 | 別添のとおり(定款、寄付行為等及びその登記簿の謄本又は条例等、建物の構造概要及び平面図、経歴書、運営規程、利用者(入所者)又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、資産状況(貸借対照表・財産目録等)、設備・備品等一覧表、協力医療機関との契約内容がわかるもの、入所定員又は精神病院の精神病床数の減少計画書、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書及び役員等名簿、受託居宅介護サービス事業者との委託契約書(外部サービス利用型の場合)等) | | | | | |

※ 主たる事業所とは、複数の共同生活住居がある場合、当該事業所からいずれの共同生活住居に対しても、概ね30分程度で移動可能な範囲にある事業所をいう。

様式第一号付表七―二その二 中

⑥ 入居者 1 人当たりの居室の最小床面積

m²

を

⑦ 入居者 1 人当たりの居室の最小床面積

m²

一体的に運営するサテライト型住居

か所

に改める。

一体的に運営するサテライト型住居の利用者から連絡を受ける通信機器

様式第一号付表七―二その二の次に次の二様式を加える。

(付表 7-2) その 3

| | | | | |
|---|--|--------------------|--|-------|
| サ テ ラ イ ト 型 住 居 ① | フリガナ | | | |
| | 名 称 | | | |
| | 所在地 | (郵便番号 -) 県 郡・市 | | |
| | 連絡先 | 電話番号 | | FAX番号 |
| | サテライト型住居に供する建物形態 | | | |
| | ①住居区分:一戸建て、アパート、マンション、その他() | | | |
| | ②建物所有者名: | | | |
| | ③賃貸借契約の内容: ア 敷金 イ 礼金 ウ 家賃(月額) エ 契約期間 オ 賃貸料がない理由 | | | |
| | ④住居の利用定員数 人 | | | |
| | ⑤居室数 室(うち個室 室) | | | |
| | ⑥入居者1人当たりの居室の最小床面積 m ² | | | |
| | 本体住居の名称 | | | |
| | 本体住居との距離 m | | | |
| | 主たる対象者 特定無し・身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病等対象者 | | | |
| 利用料 | | | | |
| その他の費用 | | | | |
| サ テ ラ イ ト 型 住 居 ② | フリガナ | | | |
| | 名 称 | | | |
| | 所在地 | (郵便番号 -) 県 郡・市 | | |
| | 連絡先 | 電話番号 | | FAX番号 |
| | サテライト型住居に供する建物形態 | | | |
| | ①住居区分:一戸建て、アパート、マンション、その他() | | | |
| | ②建物所有者名: | | | |
| | ③賃貸借契約の内容: ア 敷金 イ 礼金 ウ 家賃(月額) エ 契約期間 オ 賃貸料がない理由 | | | |
| | ④住居の利用定員数 人 | | | |
| | ⑤居室数 室(うち個室 室) | | | |
| | ⑥入居者1人当たりの居室の最小床面積 m ² | | | |
| | 本体住居の名称 | | | |
| | 本体住居との距離 m | | | |
| | 主たる対象者 特定無し・身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病等対象者 | | | |
| 利用料 | | | | |
| その他の費用 | | | | |

様式第一号付表七―三その一を次のように改める。

付表 7-3 経過的居宅介護利用型共同生活援助事業所(グループホーム)の指定に係る記載事項 その1

| | | 受付番号 | | | | |
|--|--|--------------------|-------------|-----|-----------|--|
| 主たる事業所 | フリガナ | | | | | |
| | 名称 | | | | | |
| | 所在地 | (郵便番号 -) 県 郡・市 | | | | |
| | 連絡先 | 電話番号 | FAX番号 | | | |
| 管理者 | フリガナ | (郵便番号 -) | | | | |
| | 氏名 | 住所 | 県 郡・市 | | | |
| | 他の事業所、施設又は医療機関の従業者との兼務(兼務の場合記入) | 事業所等の名称 | | | | |
| | | 兼務する職種及び勤務時間等 | | | | |
| 当該事業の実施について定めてある定款・寄付行為等又は条例等 | | | 第 条 第 項 第 号 | | | |
| 利用定員数 | | | | | | |
| サービス管理責任者 | フリガナ | (郵便番号 -) | | | | |
| | 氏名 | 住所 | | | | |
| 従業者の職種・員数 | 世話人 | | 生活支援員 | | サービス管理責任者 | |
| | 専従 | | 専従 | | 専従 | |
| | 兼務 | | 兼務 | | 兼務 | |
| | 従業者数 | 常勤(人) | | | | |
| | | 非常勤(人) | | | | |
| | 常勤換算後の人数(人) | | | | | |
| | 基準上の必要人数(人) | | | | | |
| 平成18年9月30日において、居宅介護(身体介護・家事援助・日常生活支援)を利用している利用者数 | | | 人 | | | |
| 障害者支援施設等との連携体制等 | 連携施設の種別・名称 | | | | | |
| | 支援体制の概要 | | | | | |
| 一体的に管理運営される他の事業所 | | | | | | |
| その他参考となる事項 | 第三者評価の実施状況 | | している・していない | | | |
| | 苦情解決の措置概要 | 窓口(連絡先) | | 担当者 | | |
| | その他 | | | | | |
| 協力医療機関 | 名称 | | 主な診療科名 | | | |
| 協力歯科医療機関 | 名称 | | | | | |
| 添付書類 | 別添のとおり(定款、寄付行為等及びその登記簿の謄本又は条例等、建物の構造概要及び平面図、経歴書、運営規程、利用者(入所者)又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、資産状況(貸借対照表・財産目録等)、設備・備品等一覧表、協力医療機関との契約内容がわかるもの、(平成18年9月30日において指定共同生活援助事業所に入居していた者のうち、居宅介護を利用していた者のサービス提供実績記録表の写し)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書及び役員等名簿、受託居宅介護サービス事業者との委託契約書(外部サービス利用型の場合)等) | | | | | |

※ 主たる事業所とは、複数の共同生活住居がある場合、当該事業所からいずれの共同生活住居に対しても、概ね30分程度で移動可能な範囲にある事業所をいう。

様式第一号付表七一三の二中「グループホーム・ケアホーム（経過的居宅介護利用型）」や「経過的居宅介護利用グループホーム」の

⑥入居者 1 人当たりの居室の最小床面積 m^2 を

⑥入居者 1 人当たりの居室の最小床面積 m^2 に改める。

一体的に運営するサテライト型住居 か所

一体的に運営するサテライト型住居の利用者から連絡を受ける通信機器

様式第一号付表七一三その二の次に次の二様式を加える。

(付表7-3) その3

| | | | | |
|---|--|--------------------|--|-------|
| サ テ ラ イ ト 型 住 居 ① | フリガナ | | | |
| | 名 称 | | | |
| | 所在地 | (郵便番号 -) 県 郡・市 | | |
| | 連絡先 | 電話番号 | | FAX番号 |
| | サテライト型住居に供する建物形態 | | | |
| | ①住居区分:一戸建て、アパート、マンション、その他() | | | |
| | ②建物所有者名: | | | |
| | ③賃貸借契約の内容: ア 敷金 イ 礼金 ウ 家賃(月額) エ 契約期間 オ 賃貸料がない理由 | | | |
| | ④住居の利用定員数 人 | | | |
| | ⑤居室数 室(うち個室 室) | | | |
| | ⑥入居者1人当たりの居室の最小床面積 m ² | | | |
| | 本体住居の名称 | | | |
| | 本体住居との距離 m | | | |
| | 主たる対象者 特定無し・身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病等対象者 | | | |
| 利用料 | | | | |
| その他の費用 | | | | |
| サ テ ラ イ ト 型 住 居 ② | フリガナ | | | |
| | 名 称 | | | |
| | 所在地 | (郵便番号 -) 県 郡・市 | | |
| | 連絡先 | 電話番号 | | FAX番号 |
| | サテライト型住居に供する建物形態 | | | |
| | ①住居区分:一戸建て、アパート、マンション、その他() | | | |
| | ②建物所有者名: | | | |
| | ③賃貸借契約の内容: ア 敷金 イ 礼金 ウ 家賃(月額) エ 契約期間 オ 賃貸料がない理由 | | | |
| | ④住居の利用定員数 人 | | | |
| | ⑤居室数 室(うち個室 室) | | | |
| | ⑥入居者1人当たりの居室の最小床面積 m ² | | | |
| | 本体住居の名称 | | | |
| | 本体住居との距離 m | | | |
| | 主たる対象者 特定無し・身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病等対象者 | | | |
| 利用料 | | | | |
| その他の費用 | | | | |

様式第一号付表八その二及び様式第一号付表十三その一中「障害程度区分」を「障害程度（程度）区分」に改める。

様式第一号付表十五その二中

| | | | | | |
|--------|--|------|------|------|--|
| 共同生活介護 | | 1 新規 | 2 変更 | 3 終了 | |
| 施設入所支援 | | 1 新規 | 2 変更 | 3 終了 | |

を

| | | | | | |
|--------|--|------|------|------|--|
| 施設入所支援 | | 1 新規 | 2 変更 | 3 終了 | |
|--------|--|------|------|------|--|

に改める。

様式第十二号中「共同生活介護（ケアホーム）」を削る。

様式第二十号中「福岡県知事」を「福岡県精神保健福祉センター所長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第四条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県訓令第八号

- 本 庁
- 出 先 機 関
- 福 岡 県 警 察 本 部
- 福 岡 県 教 育 庁
- 福 岡 県 監 査 委 員 会 事 務 局
- 福 岡 県 人 事 委 員 会 事 務 局
- 福 岡 県 労 働 委 員 会 事 務 局
- 福 岡 県 議 会 事 務 局

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

福岡県知事 小 川 洋

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県事務決裁規程（昭和四十年三月福岡県訓令第五号）の一部を次のように改正す

る。

第二条第八号中「保健所」の下に「及び病虫害防除所」を加え、同条第十七号の二中「第六十三号」の下に「、第六十六号第一項」を加え、同条第十七号の二の二とし、第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 児童自立支援専門監 組織規則第三百三条に規定する児童自立支援専門監をいう。

第二条第十七号の二の次に次の一号を加える。

十七の三 副センター長 組織規則第六十六号第一項に規定する副センター長をいう。

第七条の表知事部局の項中

| | | | | |
|-------|----------|--|--------|---|
| 児童相談所 | 所長の決裁事項 | 副所長（副所長を置かない所にあつては、主務課の課長（京築児童相談所にあつては次長）） | 主務課の課長 | 主務課の課長（副所長を置かない所（京築児童相談所を除く。）にあつては、主務係の係長又は主務課の副所長（係長及び副所長を置かない課にあつては、所長が指定する職員） 、京築児童相談所にあつては副所長） |
| | 副所長の決裁事項 | | 主務課の課長 | 主務係の係長（係長を置かない課にあつては、所長が指定する職員） |

を

| | | | | |
|-------|----------|--|--------|---|
| 児童相談所 | 所長の決裁事項 | 副所長（副所長を置かない所にあつては、主務課の課長（京築児童相談所にあつては次長）） | 主務課の課長 | 主務課の課長（副所長を置かない所（京築児童相談所を除く。）にあつては、主務係の係長又は主務課の副所長（係長及び副所長を置かない課にあつては、所長が指定する職員） 、京築児童相談所にあつては副所長） |
| | 副所長の決裁事項 | | 主務課の課長 | 主務係の係長（係長を置かない課にあつては、所長が指定する職員） |

に、

| | | | | | | | | | | | |
|----------------|---------------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--|--|--------------------|
| 農林業総合試 センター | 農林業技術 センター | 農林業総合試験 場長の決裁事項 | 農林業総合試験 副場長の決裁事項 | 農林業総合試験 主務課の課長 | 農林業総合試験 主務課の部長 | 農林業総合試験 主務課の課長 | 農林業総合試験 主務課の部長 | 福岡学園 園長の決裁事項 | 福岡学園 指導課の所掌事務に ついては児童自立支 援専門監、庶務課の 所掌事務については 庶務課長 | 福岡学園 指導課の所掌事務に ついては指導課長、 庶務課の所掌事務 については園長が指定する職 員 | |
| | | 農業大学校 校長の決裁事項 | 農業大学校 副校長の決裁事項 | 農業大学校 校長が指定する職員 | 農業大学校 副校長が指定する職員 | 農業大学校 校長が指定する職員 | 農業大学校 副校長が指定する職員 | 農業大学校 分場長が指定する職員 | 農業大学校 課長の決裁事項 | 農業大学校 副課長の決裁事項 | 農業大学校 課長が指定する職員 |
| | | 農業大学校 副校長の決裁事項 | 農業大学校 校長の決裁事項 | 農業大学校 副校長が指定する職員 | 農業大学校 校長が指定する職員 | 農業大学校 副校長が指定する職員 | 農業大学校 校長が指定する職員 | 農業大学校 分場長が指定する職員 | 農業大学校 課長の決裁事項 | 農業大学校 副課長の決裁事項 | 農業大学校 課長が指定する職員 |

を

| | | | | | | | | | | | |
|----------------|---------------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--|--|--------------------|
| 農林業総合試 センター | 農林業技術 センター | 農林業総合試験 場長の決裁事項 | 農林業総合試験 副場長の決裁事項 | 農林業総合試験 主務課の課長 | 農林業総合試験 主務課の部長 | 農林業総合試験 主務課の課長 | 農林業総合試験 主務課の部長 | 福岡学園 園長の決裁事項 | 福岡学園 指導課の所掌事務に ついては児童自立支 援専門監、庶務課の 所掌事務については 庶務課長 | 福岡学園 指導課の所掌事務に ついては指導課長、 庶務課の所掌事務 については園長が指定する職 員 | |
| | | 農業大学校 校長の決裁事項 | 農業大学校 副校長の決裁事項 | 農業大学校 校長が指定する職員 | 農業大学校 副校長が指定する職員 | 農業大学校 校長が指定する職員 | 農業大学校 副校長が指定する職員 | 農業大学校 分場長が指定する職員 | 農業大学校 課長の決裁事項 | 農業大学校 副課長の決裁事項 | 農業大学校 課長が指定する職員 |
| | | 農業大学校 副校長の決裁事項 | 農業大学校 校長の決裁事項 | 農業大学校 副校長が指定する職員 | 農業大学校 校長が指定する職員 | 農業大学校 副校長が指定する職員 | 農業大学校 校長が指定する職員 | 農業大学校 分場長が指定する職員 | 農業大学校 課長の決裁事項 | 農業大学校 副課長の決裁事項 | 農業大学校 課長が指定する職員 |

に

改める。

第二十一条第三号に次のように加える。

ル 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下この節中「地公法」という。）第三十八条第一項の規定に基づき、職員の営利企業等の従事について許可すること（総務部長が指定する事業、事務等に限る。）。

第二十一条第四号中「第八号まで」の下に、「第十一号（総務部長が指定する職務に従事する場合に限る。）」を加え、「昭和六十三年十一月一日」を「平成二十四年三月

二十六日」に改める。

第二十一条の第二項第六号中「第八号まで」の下に、「第十一号（総務部長が指定する職務に従事する場合に限る。）」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 地公法第三十八条第一項の規定に基づき、職員の営利企業等の従事について許可すること（総務部長が指定する事業、事務等に限る。）。

第二十一条の第二項中

「福岡県農業総合試験場豊前分場

福岡県農業総合試験場筑後分場

福岡県農業総合試験場八女分場

福岡県農業総合試験場果樹苗木分場

福岡県病害虫防除所筑後支所

福岡県病害虫防除所行橋支所

「福岡県農業総合試験場資源活用研究センター

福岡県農業総合試験場豊前分場

福岡県農業総合試験場筑後分場

福岡県農業総合試験場八女分場

に改め、

同条第三項中、「病害虫防除所」を削り、同項第二号イ中「第十条の二第三項」を「第十条の三第三項」に改め、同号口中「第十条の二第四項、第十条の三第四項」を「第十条の三第四項、第十条の四第四項」に改め、同号ハ中「第十条の三第三項」を「第十条の四第三項」に改める。

第二十一条の三第六号中「第八号まで」の下に、「第十一号（総務部長が指定する職務に従事する場合に限る。）」を加え、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 地公法第三十八条第一項の規定に基づき、職員の営利企業等の従事について許可すること（総務部長が指定する事業、事務等に限る。）。

第二十一条の七（見出しを含む。）中「農業総合試験場」を「農林業総合試験場」に改め、同条第三号中「研究企画部長」を「企画部長」に改め、同条第四号中「及び研究企画部長」を「企画部長及び総務・普及部長」に改め、同条中第五号を第八号とし、

第四号の次に次の三号を加える。

五 センター長

イ 委任規則第五十一条第一号イに規定する事務（資源活用研究センターの所管に係るものに限る。）

ロ 第二十一条第三号イ、ト、リ及びヌ、第五号、第七号、第八号、第十号ハ及びニ並びに第十二号から第十四号までに規定する事務（資源活用研究センターの所管に係るものに限る。）

ハ 第二号ニに規定する事務

六 副センター長

イ 委任規則第十一条の二第一項第九号イ及びニ並びに第三項第三号（同号ロ、ニ、ホ及びヌを除く。）及び第四号に規定する事務（資源活用研究センターの所管に係るものに限る。）

ロ 第二十一条第三号ロ及びハ（センター長及び副センター長に係るものを除く。）

（並びに第六号に規定する事務（資源活用研究センターの所管に係るものに限る。））

七 総務・普及部長

イ 委任規則第十一条の二第一項第一号から第五号まで、第八号、第九号ロ及びハ並びに第十一号並びに第三項第一号、第一号の二、第二号イ並びに第三号ロ、ニ、ホ及びヌに規定する事務（委任規則第十一条の二第一項第二号に規定する事務については所属職員の事務分担の決定に係るもの、同項第三号及び第三項第一号に規定する事務については所属職員に係るもの、第一項第九号ロ及びハに規定する事務については総務・普及部において所管する車両に係るもの、同条第一項第一号、第三号から第五号まで、第八号及び第十一号並びに第三項第一号の二、第二号イ並びに第三号ロ、ニ、ホ及びヌに規定する事務については資源活用研究センターの所管に係るものに限る。）

ロ 第二十一条第二号、第三号ハ、ニ、ホ、ヘ及びト、第四号、第十号（同号イ、ロ、ハ及びニを除く。）並びに第十一号に規定する事務（同条第二号、同条第三号ハ、ニ、ホ、ヘ及びト並びに同条第四号に規定する事務については所属職員に係るもの、第十号（同号イ、ロ、ハ及びニを除く。）及び第十一号に規定する事

務については資源活用研究センターの所管に係るものに限る。）

ハ 第二号ニに規定する事務

第二十一条の九を次のように改める。

第二十一条の九 削除

第二十二條の三第一項第三号中「第八号まで」の下に「、第十一号（総務部長が指定する職務に従事する場合に限る。）」を加える。

第二十三條の四（見出しを含む。）中「農業総合試験場」を「農林業総合試験場」に改め、同条第四号中「会計課長」を「管理部会計課長」に改め、同号を第六号とし、同条第三号中「管理課長」を「管理部総務課長」に改め、同号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 総務・普及部長

イ 委任規則第十二條第一項第二号、第三号、第五号、第七号、第九号、第十号、第十二号及び第十五号の二から第十八号まで並びに同条第二項並びに同規則第十三條第二号から第四号までに規定する事務（資源活用研究センターの所管に係るものに限る。）

ロ 第二十三條第一項第一号イ及びロに規定する事務

第二十三條の四中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 副センター長

イ 委任規則第十二條第一項第六号及び第十一号に規定する事務（資源活用研究センターの所管に係るものに限る。）

第二十三條の四に次の一号を加える。

七 総務・普及部総務課長

イ 委任規則第十二條第一項第四号及び第十三号から第十五号まで並びに同規則第十三條第一号に規定する事務（資源活用研究センターの所管に係るものに限る。）

第二十三條の五を次のように改める。

第二十三條の五 削除

別表一第十二項中「労働安全衛生法」を「地方公務員法を「地公法」、労働安全衛生法」に改め、同項部長等専決事項の第十二号中「第十条の二第三項」を「第十条の第三

三項」に、同項同欄第十三号中「第十条の二第四項、第十条の三第四項」を「第十条の三第四項、第十条の四第四項」に、同項同欄第十四号中「第十条の三第三項」を「第十条の四第三項」に改め、同項課長専決事項の上欄中第二十三号を第二十四号とし、第二十二号を第二十三号とし、同項同欄第二十一号中「第十条の三第三項」を「第十条の四第三項」に改め、同号を同項同欄第二十二号とし、同項同欄第二十号中「第十条の二第四項、第十条の三第四項」を「第十条の三第四項、第十条の四第四項」に改め、同号を同項同欄第十九号中「第十条の二第三項」を「第十条の三第三項」に改め、同号を同項同欄第二十号とし、同項同欄第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、同項同欄第十五号中「第八号まで」の下に「、第十一号（総務部長が指定する職務に従事する場合に限る。）」を加え、同号を同項同欄第十六号とし、同項同欄第十四号の次に次の一号を加える。

附則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

福岡県告示条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。
福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

福岡県企業管理者 佐藤清治

福岡県企業局管理規程第二号

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程

（福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部改正）

第一条 福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程（昭和三十八年福岡県企業局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第九条」を「第十二条」に改める。

| | | | |
|------------|---|---------|---|
| 別表第二の五級の項中 | 「 | 379,600 | 」 |
| | を | 379,600 | |
| | | 380,000 | |
| | | 380,400 | |
| | | 380,800 | |
| | | 381,100 | |
| | | 381,500 | |
| | 」 | 381,900 | 「 |

に改める。

(福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

第二条 福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成十八年福岡県企業局管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

附則第七項から附則第十項までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部改正に伴う経過措置)

2 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、施行日の前日において第二条の規定による改正前の福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(以下「改正前の給与規程」という。) 附則第七項(改正前の給与規程附則第八項により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定による給料の支給を受けていたものには、その者の受ける給料月額のほか、経過措置基準額(施行日の前日において支給を受けていた給料月額と改正前の給与規程附則第七項に規定する差額に相当する額との合計額からその者の受ける給料月額を減じた額(零を上回るものに限る。)をいう。以下この項において同じ。)から次の各号に掲

げる区分に応じ当該各号に定める額を減じた額を給料として支給する。ただし、当該減ずる額が経過措置基準額以上となるときは、この規定による給料は支給しない。

一 施行日から平成二十七年三月三十一日まで 経過措置基準額に三分の一を乗じて得た額(一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とし、その額が三千円を超える場合は三千円とする。)

二 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで 経過措置基準額に三分の二を乗じて得た額(一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とし、その額が六千円を超える場合は六千円とする。)

三 平成二十八年四月一日以降 施行日以降の期間について、経過した年数一年につき三千円を乗じて得た額に三千円を加算した額

3 施行日の前日から引き続き改正前の給与規程附則第七項の規定による給料を受けていた職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、県職員の例により、同項の規定に準じて、給料を支給する。

4 施行日の前日に改正前の給与規程附則第七項の規定による給料の支給を受けていない職員のうち、異動又は任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、県職員の例により、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

(この規程の施行に関し必要な事項)
5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十三年福岡県条例第四十一号)の適用を受ける職員の例による。

正 誤

| | |
|-------|--|
| 発行年月日 | 26・4・1 |
| 公報番号 | 3583 増刊① |
| 種類 | 人事委員会規則 |
| 同上番号 | 7 |
| ページ | 6 |
| 欄 | 上 下 |
| 行 | ○ |
| 備考 | 表中 |
| 正 | 福岡学園 筑後いずみ園 障害者更生相談所 園長 園長 三種 |
| 誤 | 福岡学園 筑後いずみ園 障害者更生相談所 園長 園長 三種 |